

徳川林政史研究所蔵 石河家文書目録(三)

凡 例

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「石河家文書」について収録したものである。石河家は、尾張藩の年寄役を代々つとめた家柄で、石川光忠が慶長一三年（一六〇八）に徳川家康の命により駿府へ出仕したのをはじめとして、同一五年には美濃・摂津両国内において新知一万石を与えられ、同一七年には初代尾張藩主徳川義直（家康九男）の付属に転じた。光忠の嫡子正光は、承応元年（一六五二）に初めて尾張藩の年寄役に列し、以後歴代にわたって年寄役に就任している。なお、石河家では、当初「石川」の字を用いていたが、享保一七年（一七三二）九月、田に復して「石河」と記すようになった。当研究所の保管書類である「研究室事務報告（二）自昭和十年一月至十四年十二月」によると、本史料群は、昭和一〇年（一九三五）に名古屋より東京へ移送されたとあり、同時期に石河家より寄贈されたことが知られる。またその他、昭和四二年（一九六七）には、木箱入りの石河家文書一箱を古書店から購入した旨の記録が残されており、戦前期の寄贈分と戦後の購入分とが混在する形をとっている。

一 本目録は、「石河家文書目録（三）」として、前号の続きとなる、史料番号一〇〇一〜一二五〇までを収録した（史料番号五九二〜一〇〇〇は欠番）。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することは困難であるため、複数回に分けて掲載していくことにする。

一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④差出

石河家文書目録（三）

（または作成者）↓宛所、⑤形態・数量、⑥備考の六項目を採録した。

一 番号は、原則として過去に当研究所において付された番号を利用したが、一部については、今回の整理・目録化作業にあたり、出納・管理の便宜を考慮して新たに番号を付与したものがあある。なお、史料の配列や出納の都合上、欠番号はそのままにしてある。

一 表題は、原則として原表題を記し、必要なものについては適宜（ ）を付して内容を補記した。また、戦前期に当研究所において製本され、新たな表題が付けられたものについては、（ ）を付けて示すことにした。典籍の場合は、原則として内題（巻頭題）を採用し、外題を（ ）付きで直後に示すことにした（ただし、内題と外題が同じものに関しては（ ）の表記は省略した）。

一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については（ ）を付けて適宜表記した。また、年次記載がないもの、おおまかな作成年代がわかる場合には（寛政期）（寛政以降）（寛政〜文化年間）あるいは（江戸期）（明治期）などと（ ）を付して該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には（年未詳）とした。

一 差出（または作成者）↓宛所は、差出人または作成者を矢印の前の部分に示し、宛所となっている人名を矢印の先の部分に置いた。差出人や宛所が複数からなる場合には、初筆の者または内容から判断して最適な人名を一名掲出し、このほかについては「他〇名」と略記した場合もある。また典籍の場合には、著者・编者・版元などを採録し、「〔著〕」、「〔編〕」、「〔版〕」などと表記することにした。

一 形態については、縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙）

続紙・折紙)・鋪(絵図)・綴(作成契機の異なる複数の史料を綴ったもの)・帖(折本)などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」などと表記した。また、戦前期に当研究所において複数の史料を合綴して製本したものに關しては、特に「縦綴」「横綴」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覽の便宜を考慮し、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での点数を採用した。

一 備考には、史料の概略や史料の中に挟み込まれている書状・書付、および綴じ込まれた文書の有無、欠本・合綴・改装の状態など、必要と思われる事柄を*印を付けて適宜記した。

一 本史料群には、戦前期に当研究所において複数の史料をまとめて製本した合綴史料が数多くみられる。これらについては、その細目を丸番号を付けて列挙することにした(ただし、丸番号は収録順序を示す目安に過ぎず、細目に該当する個々の史料に実際に番号が付されているわけではない)。なお、細目の各項目における配列は、表題、年月日、差出(または作成者)↓宛所、備考の順とし、それぞれを二字アキで示したが(細目の備考については、冒頭に*印を付した)、該当する項目に關する記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、平成一四年度〜同一九年度に行つた研究員・研究生による夏季・冬季集中史料整理の成果の一部である。調査参加者は、太田尚宏・白根孝胤(以上、研究員)、石山秀和・上野恵・浦井祥子・倉持隆・栗原健一・小宮山敏和・坂本達彦・渋谷葉子・清水聡・田原昇・高橋伸拓・滝口正哉・中村佳史・西光三・藤田英昭・宮原一郎・山崎久登・吉成香澄(以上、研究生)の二〇名である。なお、採録された整理

カードの内容点検と調整・原稿化作業は、白根孝胤が担当した。

【参考】 石河家歴代当主の略歴(尾張家付属から明治三年まで)

初代 光 忠 [市正・太八郎 初名 太八郎]

慶長一三年冬

家康の命により一五歳のときに駿府へ出仕

慶長一五年一〇月二二日 美濃・摂津両国内に新知一万石を与えら

れる

慶長一七年

尾張藩初代藩主徳川義直に付属する

寛永五年九月一九日

死去 法名は玄信

二代 正 光 [伊賀・太八郎 初名 加助]

寛永五年

家督を相続する

寛永一九年

寄合触流となる

承応元年九月

年寄役となる

寛文四年六月二二日

御役御免となる

寛文一一年九月一〇日

死去(五七歳) 法名は蓮華院

三代 章 長 [隠岐守 伊賀・伊賀守・大和守・出羽守・佐渡守・大

和守 初名 七郎左衛門 隠居名 章長]

万治元年

初めて藩主に御目見をする

寛文一一年一〇月

家督を相続し、大寄合に属する

寛文一二年四月一五日

伊賀と改名する

延宝三年三月二六日

年寄役となる

延宝五年二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

貞享元年二月二五日 大和守に改める

貞享二年六月二三日 出羽守に改める

元禄元年二月六日 佐渡守に改める

元禄三年二月四日 大和守に改める

元禄十二年一月一三日 隠岐守に改める

宝永三年二月九日 隠居し、章長と名乗る

宝永五年五月四日 死去(六〇歳) 法名は章長院

四代 正章 「出羽守 太八郎・靱負・大炊 初名幸七郎 隠居名

愚翁」

元禄七年一〇月四日 初めて藩主に御目見する

元禄十三年一二月二二日 靱負と改名する

宝永三年二月九日 家督を相続し、大寄合に属する

宝永三年三月二五日 年寄役となる

宝永四年正月 大炊と改名する

享保四年一二月二一日 従五位下出羽守に叙任される

享保一六年六月一五日 隠居

享保一六年八月 愚翁と名乗る

宝暦三年七月二八日 死去(七〇歳) 法名は清静院

五代 忠喜 「伊賀・太八郎・隠岐 初名七太郎」

享保四年九月一二日 藩主に初めて御目見をする

享保七年二月二〇日 太郎八と改名する

享保八年二月 隠岐と改名する

享保一七年六月一五日 家督を相続する

享保一七年九月 「石川」を「石河」と改め、伊賀と改名する

享保一八年六月二二日 死去(二八歳) 法名は真源院

六代 光當 「伊賀守 雅楽・伊賀 初名千次郎」 実は出羽守正章

の二男

享保六年四月二二日 石川兵庫の名跡を継ぎ、普請組寄合となる

享保一六年四月二九日 御書院番頭となる

享保一六年九月一九日 御用人となる

享保一八年八月二二日 兄伊賀(忠喜)の名跡を継ぐ

享保一九年二月 伊賀と改名する

元文四年八月六日 年寄役となる

元文五年一二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

安永二年七月二三日 死去(六一歳) 法名は徳源院

七代 光籌 「伊賀守 太八郎・一学 初名銀次郎」 実は伊賀守光

當の四男

寛延元年一〇月二五日 石河三歳の名跡を継ぐ

明和五年二月一五日 父伊賀守光當の内願により嫡子となる

明和五年三月一日 太八郎と改名する

明和八年八月五日 御側同心頭御用見習となる

明和八年一〇月二六日 御側同心頭となる

安永二年九月一四日 父伊賀守の遺跡を継ぐ

安永二年一〇月一日 年寄役となる

九代 光 晃 「太八郎・佐渡守・佐渡・太八郎 初名孟二郎」

安永三年正月二日 従五位下伊賀守に叙任される

嘉永六年六月二九日 家督を相続する

文化二年七月一七日 御用方ならびに加判御免となる

嘉永六年九月二八日 加判となる

文化六年四月二〇日 死去(六四歳) 法名は乾龍院

嘉永六年一〇月二日 太八郎と改名する

安政四年一二月二日 従五位下佐渡守に叙任される

光 豊 「太郎八 初名初次郎」 実は太郎八光堅(賢)の嫡子

明治元年一二月二日 官位返上により、佐渡と名乗る

安永九年正月一五日 伊賀守光籌の養子となる

明治二年正月一五日 刑事知事を仰せつけられる

天明元年正月二二日 太郎八と改名する

明治三年九月 明治政府より笠松県貫属を仰せつけられる

享和二年八月二四日 御側大寄合御用見習となる

(以上は、「系譜」石河家文書一〇二二および「藩士名寄」による)

享和三年五月二日 死去(四〇歳) 法名は縁樹院

八代 光 茂 「伊賀守 太八郎 初名幸七郎」 実は太郎八光豊の嫡子

子

文化三年二月九日 祖父伊賀守光籌の願いにより嫡孫承祖が認められる

文化六年六月一〇日 伊賀守光籌の遺跡を継ぎ、諸事光籌の通り勤めるべき旨を仰せつけられる

文化九年二月一日 加判(年寄役)となる

文化一二年九月一日 加判御免となる

文化一四年一二月二日 加判となる(再勤)

弘化三年一二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

嘉永元年一〇月二四日 出羽守に改める

嘉永六年 隠居

慶応三年 死去

| 番号 | 表題 | 年月日 | 差出(作成)↓宛所 | 形態・数量 |
|------|---|--------------------------|---------------------|-------|
| 1001 | 御客衆御迎送御門等之覚帳 | (江戸期) | | 縦 一 |
| 1001 | 覚帳 上(日記) | (寛政八年四月二六日 ～八月二六日) | (石河) | 横半 一 |
| | *紙背に書状あり。 | | | |
| 1003 | 覚書(帳) 中(日記) | (寛政八年八月一九日 ～同九年二月二二日) | (石河) | 横半 一 |
| | *紙背に書状あり。 | | | |
| 1004 | 覚帳 下(日記) | (寛政九年二月二九日 ～五月一五日) | (石河) | 横半 一 |
| | *紙背に書状あり。 | | | |
| 1005 | 御即位ニ付御使留老 | (弘化四年七月九日 ～九月一日) | | 縦 一 |
| | *現存しているのは「芯」のみ。孝明天皇の即位式の使者を石河光茂が務めた時の留帳。 | | | |
| 1006 | 〔鏡嶋城番組御家老役所留〕 | (江戸中期～慶応三年) | | 縦綴 一 |
| | *鏡嶋城番組に召し抱えられた者の略歴を記した留帳。 | | | |
| | ① 鏡嶋城番組御家老役所留 (慶応三年調) | | | |
| | ② 鏡嶋城番組御用人役所留 | | | |
| | ③ 炮術方御用人役所留 (慶応三年調) | | | |
| 1007 | 〔美濃国領高帳〕 | (江戸期) | | 縦 一 |
| | *美濃国内の各領主ごとに知行地の村名・石高を書き上げた留帳。 | | | |
| 1008 | 初治郎様御養子被仰出候留・御同人様御改名御願之通被仰出留 | (安永九年正月・ 同一〇年二月) | 御家老方 | 縦 一 |
| | *初治郎は七代当主石河光壽の嫡男光豊のこと。享和三年五月に死去。 | | | |
| 1009 | 元和五年(年)濃州ニ而御領知五万石被進候節相渡り候郷帳 写(濃州五万石郷帳) | 元和五年九月一六日 | 岡田将監 他一名↓成瀬隼人正殿 他一名 | 縦 一 |

| 番号表題 | 年月日 | 差出(作成)↓宛所 | 形態・数量 |
|--|--|------------------------------------|-------|
| 1010 御公儀小夫(御公儀小史) | 元和七年神無月晦日 | 南津田庄若衆 | 縦 一 |
| 1011 (職制・版籍取調書) | (明治初期) | 石河太八郎 | 縦綴 一 |
| | ① (職制取調書) (明治初期) | | |
| | ※藩県管内寺院取り調べに関する弁官伝達所への伺書も合綴。 | | |
| | ② 版籍取調書 (明治初期) 石河太八郎 | | |
| 1012 系譜(石河家系譜) | 文化九年正月 | 石河太八郎 | 縦 一 |
| 1013 系譜(石河家系譜) | 文化九年正月 | 石河太八郎 | 縦 一 |
| 1014 家督被下方定格之草稿 | (江戸期) | | 縦 一 |
| 1015 元石河太八郎家来貫属之輩給禄御下渡調印帳 | 明治四年二月 | 元石河太八郎家来貫属取締 安井文三郎他 二名(印)↓岐阜県御庁 | 縦 一 |
| | *弁官伝達所からの留帳も合綴。 | | |
| 1016 亀治郎様丹後守様江御養子被為济初而御越并御引移被遊 候儀等諸事留 | (元文三年正月) 八月二十五日 | 三尾惣大夫 | 縦 一 |
| 1017 (御用留) | (嘉永六年) | | 縦 一 |
| | *石河光晃の家督相続に関する六月二日から七月二日までの御用留の他に、異筆の日記(二月一九日から同月晦日まで)も合綴。 | | |
| 1018 未発御用留(未御役御用留) | 明治二年三月 | 御用人方 | 縦 一 |
| 1019 (御用留)(定光寺御廟拝礼一件等御用留) | (嘉永年間九月一四日) 二五日 | 御用人方 | 縦 一 |
| | *石河光晃の御廟拝礼に関する御用留。 | | |
| 1010 御家御條目 | 享保二年五月 | | 縦 一 |
| 1011 (石河由緒書) | (明治初年) | | 縦 一 |
| 1013 御家督御祝并御前髪ニ為執候付御束御祝調(御家督御祝 留) | (天保二二年九月) | | 縦 一 |

*「臨泉院様百回御忌ニ付御法事」の留書あり。臨泉院は六代当主石河光當の実母。

1033 西年納方勘定所替 文政九年九月二九日 木村惣兵衛 他二名↓右村庄屋組頭中 縦

1034 書拔(栴州武庫郡門戸村他領立合草蒔場一件) (元禄一四年九月) 同一五年二月四日 縦

1035 奥様御他出之諸事留 (安永二年三月二五日) 閏三月二六日 若原弥五助 縦

1036 御家中之輩取続方難渋ニ付歎願申出候一件(御家中之輩歎願申出候一件) (天保五年四月) 六月二八日 縦

1037 御儉約被仰出候付諸向半減御行奉手紙留(御儉約ニ付諸向半減之留) (文化七年一〇月) 文政元年九月 御用人方 縦

1038 (川口理一郎仕置之儀ニ付上書) (江戸後期) 飯沼五百之進 他四名 縦

1039 密ニ奉言上候心覚之寃書(御儉約之儀ニ付) 宝曆一二年七月 石河伊賀守 他一名↓(徳川宗睦) 横半

1040 (大納言様御官位御昇進之留外) 天保五年 縦綴

*一〇代藩主徳川斉朝の從二位権大納言昇進に関する留帳。

①(書状控)

② 大納言様御官位御昇進ニ付御使者を以御拝領物被為在候付取扱留案 天保五年 御用人方

③ 御祝事に付従上々様御使者御拝領物有之候節取扱振 天保五年 御用人方

1031 (文化六年公儀御目見に付御達し)(文化六年御暇之節公儀御目見ニ付書拔) (文化六年) 縦

1032 (寛政毎年歳暮御進物留)(毎年歳暮被遺物留) (天明)文化年間) 縦

1033 (石河願書)(知行所近江国蒲生郡上平木村江引取ニ付願書) (明治元年五月二日) 五月九日 縦

1034 家格ニ付申出下書 (明治元年ク)一二月 縦

1035 (石河知行目録並判物)(明治元辰年五月廿日弁吏御役所江差上置候知行目録并判物) 明治元年五月二〇日 縦

番号表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一〇三六 [封知支配沿革書上]

(明治四年)

縦綴 一

① (石河太八郎主従笠松具貫属被仰付儀ニ付歎願記録)

(明治四年)

② (山村甚兵衛・千村平右衛門・毛利源内禄高之儀ニ付書状)

(明治四年)一〇月二七日

名古屋藩公用人 水野彦三郎↓弁官御役所

一〇三七

慶長八年ヨリ慶応三年マテ旧幕府施政上関沙ノ書類仮科
目左ノ如シ 明治十三年辰五月十七日御布達

明治一三年五月一七日

縦 一

竹三郎様藏人様江御養子被為濟江戸御下向并御移被遊候
儀等諸事留

(享保一〇年正月一七日)
同一年四月一七日

檀山奥内

縦 一

一〇三六

御竹様御引移ニ而諸懸合留 於芳様江御改名(之留)(御竹
様御引移の諸懸合留 於芳様御改名)

(天保六年五月三日)
同九年九月一日

内田善藏

縦 一

一〇三九

竹次郎様御養子一件留下

(嘉永四年正月一七日)
三月二五日

御右筆方

縦 一

一〇四一

(出兵雑)(留)

(明治期)

縦 一

一〇四二

天保十三壬寅年 分限仕分帳

天保一三年二月

梅垣甚右衛門判 他二名

縦 一

一〇四三

安政四年 諸事留

安政四年・同五年

(明治九年)同(一九年)

縦綴 一

一〇四四

(届・委任状等)

(明治九年)

縦綴 一

一〇四五

御下知状・御軍令條

慶応四年二月

成瀬隼人正 他七名

縦綴 一

一〇四六

① 縁組願 明治一〇年一〇月二七日

明治九年一〇月二六日

明治一八年二月二日

縦綴 一

一〇四七

② 上伸書 明治一九年二月二四日

明治九年一〇月二六日

明治一八年二月二日

縦綴 一

一〇四八

③ 持参之品(覚書)

明治九年一〇月二六日

明治一八年二月二日

縦綴 一

一〇四九

④ 証文 明治九年一〇月二六日

明治一八年二月二日

明治一八年二月二日

縦綴 一

一〇五〇

⑤ 委任状之事 明治一八年二月二日

明治一八年二月二日

明治一八年二月二日

縦綴 一

一〇五一

御下知状・御軍令條

慶応四年二月

成瀬隼人正 他七名

縦綴 一

一〇五二

① 御下知状 慶応四年二月

成瀬隼人正 他七名

成瀬隼人正 他七名

縦綴 一

一〇五三

② 御軍令條 慶応四年二月

成瀬隼人正 他七名

成瀬隼人正 他七名

縦綴 一

一〇四 御在府尾州御留守方御用番之刻取扱候覚 宝永五年 縦

*元禄六年と同八年の七里状留書抜(続紙)が折り込まれている。

一〇七 (佐渡守御達書)(領知百姓取計方ニ付御用人方御達書并佐渡守より差出候書付) 安政六年二月三日 縦

*佐渡守は九代当主石河光晃のこと。

一〇八 市辺伊右衛門水戸江御使被遣候節於水戸首尾之書付(市辺伊右衛門水戸御使留) 元禄五年一月 横半

一〇九 調達金利足内訳書 (嘉永期) 木下理右衛門 縦

*海西郡出張所における調達金の元金と利息分の書上。

一〇五 年々相定御届留 文化六年 御用人・吟味方 縦

一〇二 (宝曆以降御用例留) (宝曆一〇年〜幕末期) 縦綴

① (宝曆十年方明和二年迄使者之御用例留) (宝曆一〇年〜明和二年)

② (前大納言様御上京御供留) (九月四日〜一〇月一日)

一〇三 (杉村東一郎上書)(岡田屋理平方借入調達金ニ付歎願書) 巳一〇月 杉村東一郎 縦

一〇五 (明治三年十二月改 御履歴書) (明治三年十二月・同一〇年三月) (御家従共) 縦綴

① 明治三年十二月改 御履歴書(石河光晃履歴) 明治三年二月 御家従共

② 履歴書(石河光晃履歴) 明治一〇年三月二日 石河光晃元家来家老 中島郡駒塚村住士族 岡田重楯(印) 他一名

一〇四 石河太郎元家来士卒廢禄高并切符金高取調書 (明治四年二月〜一〇月) 縦

一〇五 御家中諸士へ被仰出覚 天和元年二月 縦

一〇六 分限帳(石河家家中役別・席順・いろは寄) (明治三年) 横半

*木箱あり。

一〇七 同盟録 (明治九年九月) 縦

*明治九年九月二〇日に創立した「社会」の社員連印帳。成瀬正肥他四三名を記載。

石河家文書目録(三)

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

| | | | | | |
|-----|---|---------------------------|-------|---|---|
| 二〇五 | 逸治郎様小兵衛様江御躰養子御内約御整被成候付而初而小兵衛様江御越被成候節一件留(逸治郎様御躰養子御内約留) | 明治四年二月二日 | 内田善蔵 | 縦 | 一 |
| 二〇五 | 出火之節御定書并御供列之図 | 文化九年一〇月 | | 縦 | 一 |
| 二〇六 | *「出火之節出勤仕方等之書付」が綴じ込まれている。 | | | | |
| 二〇六 | 士籍(留) | (明治三年一〇月) | 戸田倉之助 | 縦 | 一 |
| 二〇六 | *同内容のものを三冊合綴。 | | | | |
| 二〇六 | 御役替并御加増御褒美等之留 | (慶応二年正月一日) 二月二八日) | 御家老方 | 縦 | 一 |
| 二〇六 | 御家頼中他所人引請願之留 | (元禄一四年三月二日) 享保二〇年三月三日) | 御家老方 | 縦 | 一 |
| 二〇三 | *「志摩守家来他所人引請願留」の書抜あり。 | | | | |
| 二〇三 | 戸籍下 | 明治五年二月 | 戸長 | 縦 | 一 |
| 二〇四 | *中表紙に上書「御指図御添判之分」とあり。 | | | | |
| 二〇四 | いろは分(限)帳書抜 | (寛永五年〜寛保四年) | | 縦 | 一 |
| 二〇五 | いろは奇之内書抜 | (元禄一二年〜天明七年) | | 縦 | 一 |
| 二〇六 | 御参府御留下 | (文久二年九月〜十一月) | 御家老方 | 縦 | 一 |
| 二〇七 | (御用留) | (慶応三年十一月二日) 同四年正月二〇日) | | 縦 | 一 |
| 二〇八 | (参府御用留) | (江戸後期) | | 縦 | 一 |
| 二〇九 | 御在府日記 | (文久二年一〇月〜二月) | | 縦 | 一 |
| 二〇九 | *紙縫で括り付けられた書付あり。 | | | | |
| 二一〇 | 江戸浅草本所出水ニ付御城帳書抜 | 寛保二年 | | 縦 | 一 |

1021 御在国諸事覚

(天保一四年六月)
嘉永二年)

縦

* 関連文書が多数挟み込まれている。取扱注意。

1022 〔御上京留下〕

(弘化四年九月)
元治元年一〇月)

縦綴

① 御上京之節御家老被下之文通留下 (元治元年九月二日～一〇月二六日) 御家老方

② 御在府御留守居中文通留 (嘉永七年三月～六月一〇日) 御家老方

③ 御即位ニ付御上京御到来留 (弘化四年九月) 御用人方 ※挟み込まれた書付一通あり。

④ 御加判被為蒙仰候一件留下 (嘉永六年九月二七日～一〇月)

1023 〔東京日記〕

(明治二年～同三年)

縦綴

① 東京日記 (〔七月九日) 岩田八九郎

② 東京喜久井邸日記 (庚午夏) 久道

③ (書状写等)

1024 御在国御参詣御名代御定帳

(江戸後期)

縦

1025 〔朝根録・政成新田築立方仕様帳〕

(天保一〇年一二月・
安政三年五月)

縦綴

① 朝根録 天保一〇年二月 佐屋御代官 小山清次郎 他四名

② 海西郡政成新田・東新田築立方仕様帳 安政三年五月 政成新田 吉助 他一名↓政成新田 御地主衆中

1026 〔石河家土現米高書上〕

(年不詳)

縦

嘉永元年申五月 願書写(知多郡半田村免相ニ付)(嘉永元年五月
年五月 願書写)

頭百姓 半左衛門 他七名↓鳴海御陣屋

縦

美濃国拾郡之内・撰津国武庫郡之内 石川出羽守領知人数 享保一一年四月
改帳(享保十一年 石川出羽守領知人数改帳)

村山五兵衛 他三名↓千賀与五兵衛殿

縦

*「午四月十六日御国奉行千賀与五兵衛江杉浦善大夫持参懸御目相渡ス」とあり。

1027 〔高反別仕訳帳〕

(嘉永五年～明治三年)

縦綴

| 番号 | 表題 | 年月日 | 差出(作成)↓宛所 | 形態・数量 |
|-----|---|--------------------|-----------|-------|
| 二〇八 | ① 高反別仕訳帳 石河太八郎元領知 (嘉永五年) | | | |
| | ② 高反別仕訳牒 石河太八郎元領知組合 (嘉永五年) | | | |
| | ③ 笠松御県ヨリ年々御免帖写 明治三年二月 曾井中嶋村庄屋青木右藤太 | | | |
| 二〇九 | [石河領郷村高附帳] | 明治三年一〇月 | 石河太八郎 | 縦 一 |
| 二〇一 | 美濃国拾郡之内・撰津国武庫郡之内石川出羽守知行所田畑町歩人数帳(享保六年 石川出羽守知行所田畑町歩人数帳) | 享保六年八月 | | 縦 一 |
| 二〇二 | 天保九年戌六月ヨリ御下ヶ金印形帳(天保九年六月ヨリ御下ヶ金印形帳) | (天保九年六月) 弘化二年五月 | 御目付 | 横半 一 |
| 二〇三 | 明治三年十一月 御免定之写(石河家元領知撰津国武庫郡門戸村・瓦林村免定・高反別仕訳写帳) | 明治三年一月 | | 縦 一 |
| | ① 明治三年十一月 御免定之写 石河太八郎元領知撰州武庫郡門戸村 | | | |
| | ② 高反別仕訳帳 (明治三年一月) 武庫郡門戸村 | | | |
| | ③ 明細取調書 明治三年一月 武庫郡門戸村庄屋 甚右衛門(印) 他二名↓兵庫県御役所 | | | |
| | ④ 明治三年十一月 御免定写 武庫郡瓦林村庄屋 九郎兵衛(印) 他二名↓兵庫県御役所 | | | |
| | ⑤ 明治三年十一月 高反別仕訳帳 武庫郡瓦林村庄屋 九郎兵衛(印) 他二名↓兵庫県御役所 | | | |
| | ⑥ 明治三年十二月 明細取調帳 撰州武庫郡瓦林村庄屋 九郎兵衛(印) 他二名↓兵庫県御役所 | | | |
| | ⑦ 明治三年十一月 式拾ヶ年御取米厘附帳 武庫郡瓦林村庄屋 九郎兵衛(印) 他二名↓兵庫県御役所 | | | |
| 二〇四 | 年内御入用月次金調 | 嘉永六年二月 | | 縦 一 |
| 二〇五 | 御高札一件(嘉永六年十月 御高札一件留下)(高札御名認替ニ付留) | (嘉永六年一〇月六日) 一〇月一五日 | | 縦 一 |
| 二〇六 | 御公借惣高当暮返納調(文化十四年 御借惣高当暮返納調) | (文化一四年・明治四年四月) | | 縦 一 |
| | ① 御公借惣高当暮返納調 文化一四年 | | | |

② 乍恐以書付奉願上候御事(献金之旨) 明治四年四月 撰州武庫郡門戸村惣代市兵衛(印) 他六名・瓦林村庄屋 九郎兵衛(印) 他三名↓中
鳴孝之承様

一〇六七 (御城帳書抜)(諸事留) (寛保元年〜明治元年) 縦綴 一

① 御城書書抜(相良志摩守領知肥後国球磨郡大雨洪水ニ付書抜) 宝曆五年八月一八日

② 御城書書抜(今度水入ニ付書抜) 一〇月朔日

③ (公用日記書抜) (寛保元年八月)

④ (御章様始而御在所江御発興ニ付留) (寛政六年二月三日〜二月二九日)

⑤ 御使勤書(先帝崩御ニ付前大納言様方禁裏等御機嫌伺)

⑥ 草案(王政御一新ニ付領知高御改正等願書) 明治元年閏四月

⑦ (異国船渡来ニ付留) (文化四年〜同五年)

⑧ (彗星出現ニ付留) 天保一四年二月

⑨ (旧石河家領知高等ニ付取調書付) (明治初年)

一〇八八 御部屋様御印帳 (宝曆元年〜明和七年) 横半 一

一〇八九 四百四拾兩講御預り金覚 文政一〇年二月 御家老方 横半 一

一〇九〇 (諸方固め配置)(書上) (幕末期) 縦 一

一〇九一 李左衛門様・修理様江被遣候目録控(御物成寄目録) 文政二年 縦綴 一

① 文政二卯年 御物成寄目録 稲葉全之進 他四名↓廣田丈右衛門殿

② 文政二卯年 御物成寄目録 稲葉全之進 他四名↓今井善右衛門殿

一〇九二 月並御定金上ヶ帳 (明治二年四月〜同三年閏一〇月) 御勝手方 横半 一

一〇九三 (村々検見合毛書揚帳・村々江遣差紙留) 明治二年 縦綴 一

① 明治二巳年 村々検見合毛書揚帳 棚橋忠衛

② 村々遣差紙留 明治二年一月

一〇九四 (銘々積出米御免相居候取米帳・一三三積出米御免相居候取米帳) 明治二年一月 縦綴 一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

| | | | | | |
|-----|---|--------|--------------|-----------------------------------|----|
| | ① 銘々積出米御免相居候取米帳 | 明治二年一月 | | | |
| | ② 二三積出米御免相居候取米帳 | 明治二年一月 | | | |
| 二〇五 | 〔御物成勘定目録〕(雛形) | | (江戸期) | | 縦 |
| 二〇六 | 借七付手本金之覚 | | (寛保三年〜宝暦一二年) | | 縦 |
| | * 駒塚川鱒・鮎網舟運上金、大曾根屋敷門前借屋之金子、清静院様(四代当主石河正章)御隠居料等の貸付金の書上。 | | | | |
| 二〇七 | 松平越中守殿 ^ら 諸向寄々江聞せ置候様との儀ニ付夫々支配之面々江被仰渡候御書付之写 | | (江戸後期) | | 縦 |
| 二〇八 | (大豆・油敷金等支払帳) | | (五月五日〜六日) | | 横半 |
| 二〇九 | 免定(元杉御屋敷地御蔵入御小納戸御役所御払地之分納米ニ付) | 午二月 | | 中杉村庄屋 佐七・組頭 庄兵衛・同源四郎 ↓石河様御屋敷 | 縦 |
| 二〇〇 | 当申年月次金御物成前積差引調帳 | | (江戸期) | | 縦 |
| 二〇一 | 御役替并御加増御褒美等之留 | | (明治三年正月) | 御家老方 | 縦 |
| 二〇二 | 御城帳書抜 越後国高田大地震禰原式部大輔殿 ^ら 達之書付写 | 寛延四年五月 | | | 縦 |
| 二〇三 | 美濃一国御蔵入・諸給人・寺社領帳 | | (寛永年間) | | 縦 |
| 二〇四 | 〔御領知例格留書〕 | | (天和三年〜元文元年) | 長坂紋左衛門〔著〕・杉浦善大夫〔増補〕・ 小林角大夫〔附録〕 | 縦 |
| | * 宝永末年に尾張藩主の命により長坂紋左衛門が著したものを享保初年に杉浦善大夫が増補し、さらに享保末年に小林角大夫が附録を添えた留書。 | | | | |
| 二〇五 | 〔大麻御初穂取調書〕 | | (明治五年〜同六年) | | 縦綴 |
| | ① 大麻御初穂取調書 (明治五年) 駒塚貫属土族戸長 飯沼長行↓ | | | | |
| | ※ 中表紙に「貫属戸数取調書」とあるが、朱書で「大麻御初穂取調書」と訂正している。 | | | | |
| | ② 大麻御初穂取調書 (明治六年) 癸酉八月 駒塚貫属取締 安井時中↓岐阜県御庁 | | | | |
| 二〇六 | 〔慶応二寅年 御物成御勘定帳下〕 | | (慶応三年) 正月 | | 縦綴 |

1107
〔山中三ヶ村 慶応三卯年御物成御勘定帳下〕
① 慶応三卯年 御物成御勘定帳下 (慶応三年)正月 棚橋忠右衛門↓
② 山中三ヶ村 慶応二寅年御物成御勘定帳下 (慶応三年)正月 棚橋忠右衛門↓
③ 山中三ヶ村 慶応二寅年御物成御勘定帳下 (慶応三年)正月 棚橋忠右衛門↓
(慶応四年)正月 棚橋忠右衛門↓

1106
〔二二三御免相積帳〕
① 山中三ヶ村 慶応三卯年御物成御勘定帳下 (慶応四年)正月 棚橋忠右衛門↓
② 慶応三卯年 御物成御勘定帳下 (慶応四年)正月 棚橋忠右衛門↓
(明治元年)十一月

1105
〔明治二巳年 御物成御勘定帳下〕
① 明治二巳年 御物成御勘定帳下 (明治三年)正月 棚橋忠衛↓
② 山中三ヶ村 明治二巳年御物成御勘定帳下 (明治三年)正月 棚橋忠衛↓

1104
御免相積帳
安政六年十一月
* 関連文書九点が綴じ込まれている。
文久四(元治元)年五月 御代官方

1103
万寿新田義呂池 江古中嶋村 及乱法候儀ニ付其筋江御達并
鵜多須陣屋江御懸合之手続書
(元治)慶応年間) 縦綴 一

1102
〔万寿新田出入留〕
*「キロ一件ニ面宇多次笠松懸合書類十枚之内十印之写」とあり。
① (きろ池起方御支所古中嶋村より差障之儀ニ付書状) 陣屋手代↓笠松手代
② (キロ池起立候とも古中嶋村正所之所業ニ付書状) 元治二年四月 安井弥九郎
③ (古中嶋村盗上いたし杭等抜取候にて笠松役所へ締之為願書) 元治二年四月 安井弥九郎
④ 乍恐御達奉申上候御事(キロ池之儀古中嶋村不法所業ニ付) 丑四月 福江村庄屋 諏訪市太郎 他二名↓棚橋忠右衛門殿
⑤ 乍恐御伺旁奉願上候御事(儀呂池之儀規定取調申候ニ付) 卯四月 福江村 諏訪市太郎 他三名↓御代官御役所
⑥ 济口規定為取替証文之事(義呂池起立之儀ニ付) 慶応三年三月 尾州御領石津郡福江村庄屋 市太郎 他三名、万寿新田庄屋 儀十郎、岩田 歙三郎御支配所海西郡古中嶋村百姓代 伝九郎 他二名、森下村庄屋 広七、石亀村庄屋 立入人藤兵衛、中嶋郡小薮村庄屋 吉江村御用会所詰新 吾↓笠松御役所

1101
改成新田調印覚帳(歙代金貸付ニ付)
文政七年十一月 縦 一

番号表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

*改成新田は海西郡。

二二五

一二三 御免相積帳

明治二年一月

縦

*折立村・下座倉村・付寄村・飯田村・大明神村・北今ヶ淵村・大野村など。

二二六

村々江遣差紙留(安政六年 村々え遣差紙留)

安政六年一月

縦

二二四

(市之瀬村諸御用留)

(安政七年〜明治三年)

縦

*挟み込まれた書付一通あり。

二二六

御永統御仕法村々調達金留

嘉永六年正月

縦

二二七

農業出情(精)褒賞取調記

庚午十二月

縦

二二八

御領知村々枳橋修復御入用留

(弘化元年〜明治二年)

縦

二二九

乍恐御内達奉申上候口上書(岡本丑吉喧嘩之節帯刀いたし石河家家来と名乗等岡本一族理不尽之次第)

申十二月

縦

二三〇

(調達金・庄屋給等受取綴)

(慶応元年〜明治四年)

縦

二三一

(石灰焼願書)(乙原村・東野村等石灰焼出売捌ニ付願書 綴)

(江戸期)

縦

二三二

(調達金庄屋手伝等受取)(調達金等請取覚綴)

(元治元年〜慶応三年)

縦

二三四

一二三積出米御免相居候取米帳

安政六年一月

縦

二三五

(免定)(知多郡成岩村免定)

安政三年一月

縦

二二六

(御免定留写・高反別仕訳帳)

明治三年

縦

二二七

① 御免定面写

明治三年一月

縦

二二八

② 高反別仕訳帳

明治三年一月

縦

二二九

(請取申御物成の事(米・麦・大豆))

元治二年

縦

二三〇

(請取申御物成の事(米・麦・大豆))

元治二年

縦

二三一

(請取申御物成の事(米・麦・大豆))

元治二年

縦

二三二

(請取申御物成の事(米・麦・大豆))

元治二年

縦

*近藤寅次郎宛の請取状が多数綴じ込まれている。

二三六 (諸受取綴(物成差継払)三) (慶応年間〜明治初期)

*請取状が多数綴じ込まれている。

二三九 (諸受取綴(物成差継払)一) (慶応年間〜明治初期)

*請取状が多数綴じ込まれている。

二四〇 (諸受取綴(物成差継払)二) (慶応年間〜明治初期)

*請取状が多数綴じ込まれている。

二四二 (御朱印地拝領之家々書出) (江戸後期)

① 御朱印地拝領之家々書出 (江戸後期)

② 御朱印頂戴断絶之家筋(書上) (江戸後期)

③ 御即位三付御使御番之内御在京中有増頭書 (江戸後期)

二四三 御普請金村々江相渡留 (享保一五年〜同一九年)

*三役銀割合拝借之覚書 の貼付あり。

二四三 (上調達金に関する陳情)(神社初穂金・衣服料・作事金等減額之伺ニ付) 御領分惣代城屋敷村河合弥五左衛門(印) 他一二名↓御代官役所 縦

*書付の貼付あり。

二四四 (御改格調帳 他) (明治初年) 縦

① 御改格調帳(石河家取統方ニ付) (年不詳) 杉山作左衛門

② (親類書・遠類書雛形) (年不詳)

③ (太政官布告書付) (明治五年三月〜五月)

二四五 (領知租税録) (明治初年) 縦

① 領知租税録 明治三年 石河太八郎↓

② (石河領戸籍・人員書上) (明治初年) ↓弁事御役所

二四六 (領知高井支配村高書上) (嘉永二年四月) 縦

*撰州武庫郡門戸村他三八か村、高二万石の書上。

石河家文書目録(三)

番号表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

二四七 (請取申御物成之事)

(慶応元年〜同二年)

* 請取状が多数綴じ込まれている。

二四八 村々川除普請入用調帳)

天保一五年正月

石河太八郎代官共

二四九 御領知御高旧称之留書

(享保一五年カ)

御家老方

* 袋も綴じ込まれている。

二五〇 (従前諸向え仕向筋之調他)

(明治三年)

① 従前諸向江仕向筋之調 (明治三年)午二月

石河太八郎↓

② 版籍取調書 (明治初年)

③ 家族員数書 (明治三年)庚午一月 石河太八郎↓

二五一 (請取申御物成之事)米・麦)

(元治元年〜慶応元年)

二五二 御領国最初御拝領其後追々御拝領年月并新田高等之訳書

宝暦一二年閏四月

林又左衛門 他二名

二五三 上帳(御領国御拝領年月并新田高等之訳書上帳)

二五四 御勝手御入用減方調下

子年(江戸後期)

二五五 御勝手御入用減方調下

嘉永二年

二五六 嘉永元年申年 御納払調(帳)(御納払調)

嘉永元年

二五七 御切米御合力米御役料等之定写

享保一四年一〇月

* 「付札之趣著御勘定方ニ而承合候」とあり。

二五八 請取申御物成之事(請取申御物成之事)米・麦)

文久三年正月二〇日

檢使山田小源次 他一名↓棚橋忠右衛門殿

* 請取状が多数綴られている。

二五九 惣御高之内御蔵入高・給知高・寺社領等之訳書上帳

宝暦一二年閏四月

① 頭書(惣御高之内御蔵入高・給知高・寺社領等之訳ニ付)

宝暦一二年閏四月

② 惣御高之内御蔵入高・給知高・寺社領等之訳書上帳

宝暦一二年閏四月

縦綴 一

縦 一

縦 一

縦 一

縦 一

縦 一

縦 一

縦 一

縦綴 一

縦 一

縦 一

縦 一

〔在邑上京日記〕

（明治九年～同一一年）

横半 九

第一冊 十一月十七日郡儀員拜命明治九年十一月廿日ヨリ出勤仕候日記・十一月四日勸解呼出ニ付日記・岩作行帰日記〔在邑上京日記（一）〕
（明治九年二月一七日～同一〇年二月二〇日）

第二冊 明治九年旧正月二日・新一月廿七日 日記ひかえ〔在邑上京日記（二）〕 （明治九年正月二七日～一〇月九日）

第三冊 明治拾年十二月朔日より日々日記帳〔在邑上京日記（三）〕 （明治一〇年二月朔日～同一二年二月四日）

※表紙に「浦門前町菊太夫方止宿中甚兵衛記載仕候」とあり。

第四冊 明治十一年八月五日ヨリ東京ヨリ帰国後日記〔在邑上京日記（四）〕 （明治一一年八月五日～一〇月一七日）

※表紙に「彦号八月五日ヨリ十月十六日迄此帳印有」とあり。

第五冊 明治十年丑十二月一日ヨリ入費任払留記〔在邑上京日記（五）〕 （明治一〇年一〇月八日～同一一年二月一一日）

※表紙に「但廿八日家出方委敷記」とあり。

第六冊 明治十一年十二月六日方旧曆十一月十三日ヨリ東京帰国後日記再三簿〔在邑上京日記（六）〕 （明治一一年十二月六日～同一二年六月一

二日）

第七冊 明治十一年十二月十三日 東京在宿中日記〔在邑上京日記（七）〕 （明治一一年二月一三日～八月四日）

第八冊 村内御見取覚・文化七年八月改御見取御改覚帳 山方御見取共〔在邑上京日記（八）〕 （明治初年）

※二点を合綴。

第九冊 明治十一年十月十七日ヨリ東京帰国後日記再簿〔在邑上京日記（九）〕 （明治一一年一〇月）

日記〔石河家日記〕

（二月一二日～二月二八日）

横・小 一

*表紙に「日記 石河」とあり。「石河氏文庫」の蔵書印あり。

覚帳面〔安永九年 覚帳面〕

（安永九年三月二日～九月二五日）

〔石河〕

横半 一

在邑中日記

（巳二月二三日～二八日）

横・小 一

遊覧并殺生之覚〔日記 上〕

（天明九年～寛政六年）

横・小 一

日記〔御在国日記〕

（安永八年四月二二日～五月二〇日）

縦 一

日記簿〔石河家日記簿〕

（寛政五年八月～一一月）

縦 一一

番号表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

第一冊 丑八月日記簿(二) (寛政五年八月朔日〜一〇月一〇日)

第二冊 丑十月日記簿(二) (寛政五年一〇月一日〜十一月三日)

二六 御参府御供日記覚帳

(元文五年三月三日〜三月一日)

二七 (日記)(家督相統御礼三付)

(天保三年七月・八月)

二八 松葉御風録(松屋御風録)

(文化一一年)

二九 日記(石河家日記)

(天明四年正月一三日〜一二月三日)

大曾根弥市兵衛

二七〇 嘉永六丑・七寅年記(嘉永六年・七年記)

(嘉永六年・同七年)

*御目見に関する図あり。

二七一 (御用方日記)

(享保期)

二七二 万日記 谷郷組酒卷村(万日記 各郷組酒堂村)

正徳二年正月

酒卷村

二七三 (要留)(御用人宛願書・藩主申渡等勤向覚書)

(寛政五年正月〜三月・同二二年正月〜六月)

*寛政一二年分は項目のみ。

二七四 (元治元年 日記)(石河家日記)

(元治元年)

*奉書の紙背を使用している。

二七五 寛政三年亥八月廿日 大風之次第并風説書(覚書)

寛政三年八月二〇日

二七六 (日記下)

(天明九年正月元日〜正月五日)

(石河)

二七七 (琉球人御殿江参上之節之次第書付一帳)

(寛延元年)

*琉球使節が尾張家市谷上屋敷に参上した際の記録。

① 琉球人御殿江参上之節之次第 (寛延元年)

縦綴 一

横・小 一

横・小 一

横・小 一

縦 一

縦 一

縦 一

横半 一

縦 一

縦 一

縦 一

縦 一

二七六

〔朝鮮人御馳走懸り人別〕(帳)

(江戸期)

縦

二七九

神奈川於横浜応接約定書并条約録

(嘉永七年三月・
安政四年二月)

縦

*「嘉永七寅年三月三日於横浜再接約定書」「安政四巳年二月於出嶋和蘭領事館トシキユルシエス申上候和釈」を収録。

二八〇

阿蘭陀国條約并稅則

安政五年七月一〇日

縦

二八一

〔給米御渡ニ付御請書之留他〕

(明治元年〜同八年)

縦綴

① 御請申上候隊伍下調 辰(明治元年)二月二日

② 再願(旧主石河氏身分御引立之儀ニ付歎願書)

③ 給米御渡ニ付御請書之留 明治五年申二月

④ 貫屬之輩給米御下渡御請書

⑤ (旧主石河氏処分之儀ニ付御伺書)

⑥ 去辰年元領知村々置米請取調帳

⑦ 御初穂獻備下調 明治八年二月

二八三

貫屬一統諸願達留

(明治四年〜同一五年)

縦綴

① (貫屬小林源治郎実父山田治兵衛宅へ同居願)

(明治四) 辛未二月 貫屬 小林源治郎↓岐阜県御庁

② (貫屬小林源治郎実父山田治兵衛宅へ同居願)

(明治四) 辛未二月 貫屬 山田治兵衛↓岐阜県御庁

③ (貫屬伏見松之助実兄三尾新三郎宅へ同居願)

(明治四) 辛未二月 貫屬 伏見松之助↓岐阜県御庁

④ (貫屬伏見松之助実兄三尾新三郎宅へ同居願)

(明治四) 辛未二月 貫屬 三尾新三郎↓岐阜県御庁

⑤ (菊池治郎左衛門花輪銀三郎御屋敷へ同居願)

(明治四) 辛未二月 菊池治郎左衛門↓岐阜県御庁

⑥ (菊池治郎左衛門花輪銀三郎御屋敷へ同居願)

(明治四) 辛未二月 花輪銀三郎↓岐阜県御庁

⑦ (深尾作之丞義母八重路方へ掛り人ニ仕度願上)

(明治四) 辛未二月 貫屬 深尾作之丞↓岐阜県御庁

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

- ⑧ (深尾作之丞義母八重路方へ掛り人ニ仕度願上) (明治四)辛未二月 貫属 深尾倭兵衛↓岐阜県御庁
 - ⑨ (加葛善治四男作之丞ヲ引渡申度願上) (明治四)辛未二月 貫属 加葛善治↓岐阜県御庁
 - ⑩ (深尾作之丞離縁願) (明治四)辛未二月 貫属 深尾作之丞↓岐阜県御庁
 - ⑪ (林森久実兄長谷川良吉厄介ニ相成度願上) (明治四)辛未二月 貫属 林森久↓岐阜県御庁 ※「奥印 飯沼五百之進」とあり。
 - ⑫ (林森久実兄長谷川良吉厄介ニ相成度願上) (明治四)辛未二月 貫属 長谷川良吉↓岐阜県御庁 ※「飯沼五百之進 印」あり。
 - ⑬ (名古屋縣病院大教師張三石江入門之節左之通取調差出) (明治四)辛未二月 山田朝三
 - ⑭ (鈴木始・河出好帰省之旨達申上) (明治四)辛未二月 貫属 鈴木始・河出好↓岐阜県御庁
 - ⑮ 貫属姓名記 未申年六月 貫属 土族 石河光晃↓岐阜県御庁
 - ⑯ 縁組願 明治一〇年五月 川井重彦(印)↓岐阜県権令 小崎利準殿
 - ⑰ 縁組願 明治一〇年五月 川井重彦(印)↓岐阜県権令 小崎利準殿
 - ⑱ 願(家督相続願) 明治一一年五月 石河忠一(印) 他二名↓岐阜県権令 小崎利準殿代理 岐阜県大書記官 斯波有造殿
 - ⑲ (元卒狼藉之者土族編入之事) 明治九年一〇月 内務省 大久保利通・大藏省 大隅重信
 - ⑳ 明年十七歳之者戸主之部
 - ㉑ 当県(愛知県)百七十一号(達)
 - ㉒ 追願 明治一五年三月 飯沼長行(印) 他六名↓岐阜県権令 小崎利準殿
 - ㉓ 乙第九拾三号(達) 府県
 - ㉔ 願(家督相続願) 明治一二年五月 石河忠一 他二名↓岐阜県権令 小崎利準殿代理 岐阜県大書記官 斯波有造殿
- 〔平尾輝哉請願書〕(石河太八郎笠松県貴族被仰付候儀ニ 付請願書其外控) (明治一〇年〜同二四年)
- 鉄砲取締規則別紙之通被定候條来ル四月ヨリ規則之通可 (明治三年〜同五年)
- 相守事
- ① 鉄砲取締規則別紙之通被定候條来ル四月ヨリ規則之通可相守事 壬申(明治五年)正月 太政官
 - ② 御布令留 明治三年二月二四日

二八五

〔御処分上并履歴書〕

(明治三年・同一〇年)

縦綴

* 石河家旧臣の処遇に関する書類を合綴したもの。

一

二八三

〔平尾輝哉請願書〕(石河太八郎笠松県貴族被仰付候儀ニ 付請願書其外控)

縦

二八四

鉄砲取締規則別紙之通被定候條来ル四月ヨリ規則之通可相守事

縦

一

二八六

〔管轄替願〕

明治一二年

縦

二八七

〔参考古文書写〕(参考古文書写他書類)

(慶応四年〜明治期)

縦綴

*石河家の履歴に関する書類を合綴したもの。

① 参考古文書写 石河光熙

② 系譜下書 明治一〇年二月 士族 石河光熙

③ (故石河光晃歴概略等)

④ 系譜摘要

⑤ 出兵留 慶応四年二月 御用人方

⑥ 石河光熙家格ニ付歎願書 明治三二年二月 ↓徳川義禮閣下

⑦ 臨時秩祿処分調査委員会規則写 明治三一年四月

⑧ 祿高整理公債証書御下付願追補上申書 明治三三年二月

⑨ 祿高整理公債証書御下付追願上申書 明治三三年一二月 石河光熙亡父太八郎旧臣百十七名総代士族 平尾輝哉

⑩ 地引帳写

⑪ 尾張国海西郡第六大区廿二小区稲荷三稲地先新開場檢地(帳) 明治六年一二月

⑫ 西筋出張留之内記載入費金負拔出

⑬ (石河光晃元家来歎願書状)

二八八

御触状写帳 上組

明治三年正月

縦

二八九

〔再願〕(石河光晃身分引立ニ付歎願書写)

明治一〇年

縦

二九〇

〔唱宗和尚謀書偽印ニ面金子借入ニ付本山歎願面之写〕

明治八年

縦綴

① 唱宗和尚謀書偽印ニ面金子借入ニ付本山歎願面之写 明治八年

※唱宗和尚は美濃郡多芸郡小倉村瑞篁寺住職。

② 右借用金石之身代埒方ニ付右地所年季賣入流之証書写 明治八年

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

二九二 伺書(石河家旧受封地御一新後受封之印章奉還之儀ニ付)

(明治元年五月)
同一三年三月)

中島郡駒塚村 秋元秀平↓岐阜県令 小崎利準殿

縦 一

二九三 (復縁復族ノ歎願 他)

明治二五年九月

河本久道 他一名↓岐阜県知事 小崎利準殿

縦 一

* 墨書の関連史料や活版が混在している。

二九三 慶長八年ヨリ慶応三年マテ旧幕府施政上関涉之書類

明治一三年五月一七日

縦 一

* 「仮科目左ノ如シ」とあり。

二九四 御行軍之次第(御旗本行軍之次第)

(江戸期)

横・小 一

二九五 東行随筆

(年不詳)

縦 一

二九六 道法覚

(江戸期)

横・小 一

二九七 濃州山縣郡植野邑蓮花寺迄道之記

(江戸期)

石黒卯兵衛 寄木海道

横 一

二九八 御休泊附

(江戸期)

縦 一

二九九 (会津征記・クナシリ行記・記事)

(寛政二年〜慶応四年)

縦綴 一

① (会津征記)

② (クナシリ行記) 寛政二年

③ (記事) (慶応元年〜同四年)

三〇〇 (手刃遠葉之傳秘・浅草法恩寺箇條書)

(江戸期)

縦綴 一

① 手刃遠葉之傳秘 (江戸期)

② 浅草法恩寺箇條書 (江戸期)

三〇一 (一買於御殿ニ御能被遊候留帳・熱田社修復ニ付申渡・天 王居森(宮)由緒書)

(元禄年間〜江戸中期)

縦綴 一

① 一買於御殿ニ御能被遊候留帳 元禄一〇年一月一八日

② 殿様御茶被下置候留 一二月二日 ※虫損あり。

③ (儉約・音物受納其外之儀ニ付申合書号) (享保年間以降)

④ (熱田社堂坊舎御修復御入用ニ付被申渡書覚) (年不詳)

※「去五月中山出雲守殿松平傳兵衛御城附ニ被渡越候書付并被申聞候趣、次ニ此方右両人衆へ申達候趣」とあり。

⑤ (天王居森宮神主服部勾當太夫山緒書) 元禄七年八月 服部勾當太夫

三〇三 御知行所濃州・撰州之内村々寺社改帳 正徳二年 御領知奉行

*袋も綴じ込まれている。

三〇三 石川出羽守領知濃州・撰州之内寺々并堂守人数改帳 享保一一年四月

三〇四 乍恐御達奉申上候御事〔寺社人別書上〕 明治二年

三〇五 大御所様御中陰御法事ニ付為御代拝下向一卷留〔大御所 寛延四年閏六月 (石河) 様御法事御代拝之留〕

*絵図二枚。「中堂御法事絵」法量七八・三cm×六五・三cm、「常憲院様・大御所様御廟図」法量六一・八cm×八〇・〇cmの挟み込みあり。

三〇六 (清静院様御葬送之節之留) 〔清静院は四代当主石河正章のこと。 (宝暦三年七月〜九月) 〕

*清静院は四代当主石河正章のこと。

三〇七 乾龍院様五拾回御忌御法事調 安政五年四月二〇日 (石河)

*乾龍院は七代当主石河正壽のこと。

三〇八 隠岐様御縁組・御結納・御婚禮留 一 (享保六年一二月〜 同二四年七月)

*隠岐は五代当主石河忠善のこと。「享保九辰年十二月」とあり。

三〇九 見合ニ被成可覚帳 安永一〇年 (石河)

三一一 (待曉院様御穴御用取扱ノ費控・総五郎御遠去ニ付諸事 (嘉永二年〜明治二年) 留・豫之助様御遠去ニ付諸事留)

*「上野蓮花寺中墓所絵図面」法量二七・〇cm×九七・〇cmなどの挟み込みあり。

- ① 待曉院様御穴御用取扱ノ手順控 (嘉永二年四月八日) 安井弥九郎
- ② 総五郎様御遠去ニ付御穴掘立御用ニ而上野蓮花寺江罷越諸事留下 (嘉永四年一〇月二九日) 秋元莊助
- ③ 豫之助様御遠行ニ付御穴掘立御用ニ而上野蓮花寺江相越候手順控 (文久三年七月四日) 加藤多門
- ④ 朋吉郎様御遠行ニ付御穴御用相勤候手順控 (明治二年六月四日) 岩田八九郎

番号表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

⑤ 俊林院様御初法事御入用書上帳 (明治二年六月)

⑥ 俊林院様御葬式御入用書上帳 (明治二年六月)

三二二 〔御賀御祝儀事書 附 延享式丑年去子年御本卦御相当被 爲濟候御祝〕 (寛保三年・宝曆三年) 富永直平治

三二三 〔御朱印御祝儀之覚〕 (江戸期)

*袋も綴じ込まれている。袋の上書「御朱印御祝之次第書一帖」。

三三三 対馬守様供奉御勤御供帳(供奉御勤御供帳) (延享四年九月)

*対馬守は尾張藩年寄竹腰正熹のこと。末尾に「定光寺供奉之覚書抜 対州殿御心覚之御留写」の挟み込みあり。絵図①定光寺絵図(御廟・御祠堂付近) 法量四二・五cm×三〇・一cm、②定光寺絵図 法量三〇・一cm×四二・二cm、③定光寺絵図(山門・蔭涼院付近) 法量四二・三cm×五九・八cm、④定光寺絵図(式台・玄関・御上段之間等) 法量三〇・〇cm×四二・三cm、⑤定光寺御廟龍ノ御門内へ御供又者罷出候輩絵図 法量三〇・一cm×四二・八cm(朱線で「御参詣之節御往来御道筋」を記す計五枚の挟み込みあり)。

三三四 〔御前御精進日〕(覚書) (江戸後期)

*將軍家代々の精進日の覚書。

三三五 〔上使送迎方心得〕 (江戸後期)

三三六 上使御次第(書) (江戸後期)

三三七 上使御次第(書) 明和四年六月一日 千七郎

三三八 〔献立〕(献立書上) (三月〜四月)

三三九 公儀御誕生日記(公儀御誕生日) (安永二年〜文化二年)

三三〇 覚書(東照宮式百五拾回御神忌御法会之次第) (慶応元年四月一六日〜四月一八日)

三三一 熱田服忌令 寛文七年閏二月

三三二 年中御儀式図 (江戸後期)

*「初而御目見席図」「五節句御礼御席」「御法事御寺詰同自拝之図」「新御殿御礼席之図」「御城御焚火問謁之図」「三之丸御宮御参詣列居之図」「丸之内御

横・小 一

縦 一

縦 一

縦 一

横・小 一

縦 一

縦 一

縦 一

縦 一

縦 一

縦 一

縦 一

靈屋御参詣列居之図」「御書院玄猪御祝之図」「御書院正月二日御流頂戴之図」「二日御広間年頭御流之節列居之図」「三日御誦初御儀式図御広間」で構成。

二三三 殿様御事御遠去ニ付諸事留 明治一四年正月四日 御家徒共 縦 一

*書状(石河光晃様御遠去被成御葬送御日並之儀ニ付)の挟み込みあり。

二三四 御即位御使留書拔(御即位ニ付飛驒守様御使御勤振留) 天明元年 縦 一

*飛驒守は尾張藩家老渡辺綱通のことで、光格天皇の即位式の使者を務めた。文書一通、絵図面一枚の挟み込みあり。絵図面の法量四八・〇cm×五〇・〇cm。

二三五 公儀御参詣并御名代之御定(年中御参詣并御名代之極) 宝曆四年 横 一

*上野寛永寺や紅葉山御宮への参詣日について定めたもの。

二三六 右兵衛督様年頭御登城御次第書 寛保三年正月 袋 一

*右兵衛督様はのちの九代藩主徳川宗睦のこと。袋の中に書付一通、絵図三枚あり。

二三六一 (右兵衛督様初而御登城之次第書付) 寛保三年)亥正月三日 状 一

二三六―二 (年頭御日見次第之図) 寛保三年)亥正月三日 鋪 一

*法量八二・五cm×四四・〇cm。

二三六―三 (年頭御日見席図) 寛保三年)亥正月三日 鋪 一

*法量六二・〇cm×四五・〇cm。

二三六―四 (西丸ニ而年頭御日見之図) 寛保三年)亥正月三日 鋪 一

*法量六二・五cm×四〇・五cm。

二三七 御慶儀之覚(御輿御行列之次第等ニ付) (江戸期) 縦 一

伊勢家末弟本所主食属吏 神野善左衛門景通

二三八 御献立記 (一二月三〇日) 縦 一

三月二日)

二三九 初治郎様御直御袖留之留・御同人様初而殿様江御日見 (安永六年一二月二日) 縦 一

之留・御同人様御前髮被為執候留(初治郎様御儀式留) 同一〇年二月一日)

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

*書付二通の挟み込みあり。

二三〇

〔初治郎様御前髪被為執に付諸事御祝儀留帳・総五郎様御額被為直候御祝調〕 (安永一〇年・天保七年)

縦綴 一

二三二

〔御家中申渡留〕

(貞享三年〜寛延三年)

横綴 一

- ① 初治郎様御前髪被為執候付御祝儀留帳 安永一〇年二月朔日
- ② 総五郎様御額被為直候御祝調 天保七年正月九日 御用人
- ① (御家中之輩木曾路旅行願之儀承留相濟シ候様ニ付申渡書) 寛延三年八月
- ② (御宮井公儀御仏殿方御寺方江御参詣ニ而雨天之節傘御免之儀ニ付申渡書) 寛延二年五月
- ③ (御家中之死骸目付見分ニ付書付) (寛保三年)
- ④ (宿次奉書到着之節取扱之覚等書付) (貞享三年〜享保六年)
- ⑤ (御宮井三之丸御仏殿方江参詣之節之装束ニ付書付) 延享二年八月
- ⑥ (御帰国之御暇之節御祝詞之御答ニ付申渡書) (元文四年〜寛保三年)
- ⑦ (御道中江御機嫌伺江戸表発駕当日之日付ニ而遣候ニ付申渡書) (享保一四年〜寛保元年)
- ⑧ (御振舞之儀作法悪敷乱舞遊興之儀有之間敷候ニ付申渡書) 申三月三日
- ⑨ (御臣下衆・年寄衆之御使拝領物ニ付申渡書) 延享二年九月
- ⑩ 大寄合継目留(黄金・銀之規定ニ付) 延享二年八月二十五日
- ⑪ 衣服品之定(年中行事御衣服ニ付) (江戸期)
- ⑫ (評定所式日出座御目見之儀ニ付書付) 元文四年四月
- ⑬ 留書奉行申次覚書之内書抜 享保一五年六月
- ⑭ (信受院様御傳成田内左衛門病氣ニ而隠居被仰付ニ付書付) 元文四年四月一四日
*信受院は四代藩主徳川吉通の息女で九条幸教正室三千君のこと。
- ⑮ (信受院様御用達加藤甚五左衛門病中ニ付書付) 一二月三日 鈴木嘉兵衛

二三三

〔里数の覚〕

(江戸中・後期)

横綴 一

- ① 里数等凡左之通(村々間里数・道案内等覚書) (江戸後期)

〔公儀并御家之御旧記之品〕

（慶長五年〜江戸前期）

- ② 笠松より舟渡迄往還筋道案内覚書（江戸後期）
- ③ 中通道筋村々（村名・里数等書上）（江戸後期）
- ④ 〔在所日記〕（宝暦六年正月一四日〜二月二三日）
- ⑤ 〔在所日記〕（宝暦五年二月一四日〜二九日）
- ⑥ 在邑中鳥敷之覚 巳三月
- ⑦ 覚（鳥捉之儀二付）（江戸後期）
- ① 慶長五年九月朔日 江戸御首途（書付）（慶長五年）
- ② 〔義直公略曆〕
- ③ 〔宰相御任官之節他〕
- ④ 〔瑩珠院様・光源院様等出自〕 ※瑩珠院は三代藩主徳川綱誠の正室新君のこと。
- ⑤ 〔権現様より公方様江御讓之御高印之事等〕
- ⑥ 〔瑞龍院之事〕 ※瑞龍院は二代藩主徳川光友のこと。
- ⑦ 〔月證院御祥月之事〕
- ⑧ 〔楊珠院様他之事〕
- ⑨ 〔歎喜院様之事〕 ※歎喜院は二代藩主徳川光友の生母。
- ⑩ 〔瑞龍院様・靈仙院様御入興〕 章長院御自筆（石河章長）
※瑞龍院は二代藩主徳川光友、靈仙院は三代將軍徳川家光息女千代姫のこと。
- ⑪ 〔都合百二十六人拝領之事〕 ※紙背文書あり。
- ⑫ 〔寛文十戌年二月上使及延宝三年五月御伝衆登城之事〕（寛文一〇年二月・延宝三年五月）
- ⑬ 〔賢宮様御徒弟系図〕（鷹司家・近衛家・九条家・二条家等）
- ⑭ 〔二品亞相義直（源敬公）系図〕
- ⑮ 〔道法之覚〕 一二月
- ⑯ 〔極月十八日江戸出立御泊・御休之事〕（水戸江被差遣候人数二付）（極月一八日〜二六日）
- ⑰ 〔極月十九日江戸出立御泊・御休之事〕 一二月

御用申継帳

文久三年

御勝手方

番号表題

年月日

差出(作成)宛所

形態・数量

二三五 [石河御用人方留]

(文化二年)

御用人

横 一

*前欠。

二三六

御即位ニ付御使道中供立京都地廻り内供立書抜

(享保二〇年一月・天明元年)

横 一

① 御即位ニ付御使道中供立京都地廻り内供立書抜

享保二〇年一月

※桜町天皇の即位式の使者についての書抜。

② 御即位御使道中御行列 (天明元年)

※光格天皇の即位式の使者についての書抜。

二三七

[杉浦理左衛門書献]

(江戸後期〜明治初期)

横綴 一

① (杉浦理左衛門請書入) 安政三年七月二〇日

※包紙のみ。

② (貯穀指図ニ付書状) 五月

③ (貯穀借付ニ付書状) 八月

④ (おせん之様子伺度ニ付書状) 尚誠↓

⑤ (御伴之儀延引ニ付添状) 八月 尚誠↓

⑥ 別段認添状(家内病気快復致兼候ニ付) 旧正月一六日 石河正基

⑦ (先祖神まつり候儀ニ付書状) 一月一日 尚誠↓

⑧ (年始御祝儀ニ付書状) 明治一三年旧正月五日 石河正基↓石 光晃様 参人々御中

⑨ (家来取立願書) 弘化三年正月 宮崎六四郎

⑩ (御代参之儀ニ付書状) 九月一四日 上部左近貞文↓岡田與九郎様 他一名

⑪ (上啓文) 七月二六日 ↓謹上 石河光熙大公

⑫ (酷暑ニ付書状) 六月二日 上部左近貞文↓岡田與九郎様 他一名

⑬ (改年之御慶ニ付書状) 正月元日 渡辺惣右衛門彊↓岡田與九郎様

⑭ (年始之御祝儀ニ付書状)

⑮ 金相場(書上)

⑯ (陽春之御慶ニ付書状)

⑰ 御松明法秘伝

⑱ 会席(献立書及御道具立書上) 四月二日

二三六 (御名代之御使切替(切紙)奉書之例) (寛文年間〜寛保年間)

*袋も綴じ込まれている。袋の上書「御名代之御使切紙奉書之例」。

① (享保十年 大納言様御元服御官位之御礼ニ付切紙之例他) 享保一〇年

※大納言様はのちの九代將軍徳川家重のこと。

② 御名代御使切紙奉書出候例書付

③ 享保十七年 御留守御状留書拔他 享保一〇年

④ (中将様御縁組之事他)

二三九 (成瀬外書状) (貞享年間〜元禄初年) 横綴

① (成瀬四郎左衛門不届之儀ニ付書状) (貞享年間)二月二五日 成瀬隼人正正親(花押)↓成瀬豊前守(正景様他四名)

② (知行所御願有之ニ付書状) (貞享年間)八月二八日 成瀬隼人正(正親)(花押)↓竹腰阿波守(正辰)様他一名

※細目①と②の間に書状一通が綴じ込まれている。

③ (成瀬四郎左衛門御使之節不届過料申付之儀ニ付書状) (貞享年間)二月二五日 成瀬隼人正正親(花押)↓成瀬豊前守様(正景)他一名

④ (市買御屋敷詰御目付役交替之儀ニ付書状) (元禄初年)七月二九日 竹腰阿波守(正辰) 他三名↓石川出羽守(章長)様他一名

⑤ (市買御屋敷詰御目付役交替之儀古役之者被指下度儀ニ付書状) (元禄初年)七月二三日 石川出羽守章長(花押) 他一名↓竹腰阿波守様他

三名

二四〇 奉公人帳 慶応四年 福江村庄屋伊藤市助(印) 他一名↓棚橋忠 横

右衛門殿

二四一 御延気御入用帳 天保九年 横綴

① 御延気御入用帳 天保九年正月

② 御延気ニ付御入用金上ヶ帳 天保九年三月

③ 御延気調草稿 天保九年三月 御勘定役

二四二 (改易申渡留) (寛文二年〜延宝五年) 横

二四三 御供帳 文政一三年 横綴

石河家文書目録(三)

番号表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三四

〔上使覚書〕

(江戸前・中期)

横綴

一

*「下書 上使一卷覚書」と記載された切紙の綴じ込みあり。

① 大和守殿留之写(上使衆御城へ御出之儀ニ付覚) (寛保三年閏四月二日〜三日)

② (上使御送迎・御対面其外之儀ニ付覚) ※一部開封不能。取扱注意。

③ (上使大岡土佐守殿泊付・供人数書付) (江戸中期)

※二通あるが貼付により開封不能。「池鯉鮒名古屋迄召連候人数」「道中泊覚」で構成。

④ (上使御迎ニ付覚)

⑤ (上使大岡土佐守殿御馳走之儀ニ付覚) (五月二一日)

⑥ (御名代御使相勤候節之振合取極) 延享二年九月

⑦ (年寄役豊前守・主殿病氣ニ付石川伊賀守暫之内江戸詰之儀覚) (江戸前期)

※付札に「中将様泰心院様御部屋住江伊州様・章長院様より言上被遊候趣之御覚書ト相見候」とあり。

三五

閏四月廿七日ヨリ五月七日迄 石河藏人様御家族様御逗 慶応四年七月

桑原心助

横

一

三六

〔御紋名順・衣服定・書拔〕

(江戸中・後期)

横綴

一

① 御役順(幕府御役順書上) 享保一五年七月

② 衣服之定 卯七月

③ 書拔(新御殿中火事之節役配之儀ニ付) 文政一二年

④ 御役順(幕府御役順書上)

三七

千石以上并以下共寄合(書上)

(江戸期)

横

一

① 千石以上并以下共寄合(書上) (江戸期)

② (同心之扶持方減少之例他)(書上) (江戸期)

三八

〔延享以降年頭御名代留〕

(延享年間以降)

横綴

一

- ① 年頭御名代ニ付而覚書 一二月二九日 ※三通あり。
- ② 御仕置品御問合儀ニ付土州殿より御來翰並御書付 一二月二〇日 ※二通あり。
- ③ 御仕置品之儀ニ付土州殿問合ニ付御用之書付 延享元年 ※二通あり。
- ④ (登城之旨書付) 正月一四日・一五日 ※二通あり。
- ⑤ (日光御鏡凌雲院御名代ニ而被進候ニ付覚書) 延享五年二月二日
- ⑥ (江戸在府中諸事覚書) (延享四年二月二日) (延享四年二月二九日)
- ⑦ (御門札請取状)
- ⑧ (年頭京都御使ニ付諸事覚書) 延享五年 ※三通あり。
- ⑨ 雉子橋飯田町御揚場極り之儀御達被為添候節土佐守殿江御用文通之一卷 延享元年 ※七通あり。
- ⑩ 子九月廿九日於御城松平左近將監殿江御城附を以申達候書付兩通之写(雉子橋御門外揚場ニ付) 子九月二九日 ※二通あり。
- ⑪ (雉子橋御門外揚場相渡候様願書同付札) (延享元年)
- ⑫ (雉子橋御門外揚場絵図面) (延享元年)
- ⑬ 七里御状留之内書拔(中将様御謠初ニ付)
- ⑭ 御城帳之内書拔(中将様御謠初ニ付)
- ⑮ (延享五戊辰年正月元・二・三日 日記抜書) (延享五年正月)

*表紙上書「木下利右衛門扣御証文本紙者六拾匁迄直紙ひらき繼印筆損前ハ削張裏印有リ願主大河内庄兵衛」。

三四九 小田郡大戸村古林御帳 元禄一二年二月 庄屋吉兵衛 他一名 縦

三五〇 飛嶋新田地先南飛嶋新開御濟口御証文写 文政七年六月 佐屋御代官馬場九八郎(判) 他一名↓寛延 縦

新田 大河内庄兵衛